

答 申

審査会の結論

実施機関が、平成 11 年 4 月 30 日付でした、「3・3・23 号線 ×××××」ファイル中の折衝記録を非開示とする決定（以下「本件決定」という。）は、相当である。

異議申立ての趣旨

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（以下「条例」という。）第 8 条に基づき、平成 11 年 4 月 16 日実施機関に対し、「3・3・23 号線 ×××××」ファイル中の折衝記録（以下「本件文書」という。）の開示を請求したが、実施機関は、本件文書が、個人に関する情報公開であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当し、また、開示すると用地買収事務の公正・円滑な執行を著しく困難にするおそれがあるものに該当するとして、本件決定を行った。

これに対して異議申立人は、同年 6 月 28 日、本件文書には不服申立人の自己情報そのものあるいは自己情報類似の情報が含まれているので、これを不服申立人に開示しても、事務事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれはない、などと主張して、本件異議申立てを行ったものである。

審査会の判断

本件文書は、用地買収に係る実施機関の職員と地権者との折衝における会話の内容をかなり詳細に記録したものである。そこで、本件文書には、折衝の相手方である地権者の営業の状況、家庭環境等、明らかに個人に関する情報が極めて多く含まれているので、この点で、条例第 11 条第 2 号本文にいう「個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」を含むものであることは疑いがない。

また、これらの折衝は、その内容が公開されないことを当然の前提として行われており、しかも、現在進行中の事案に係るものであるから、この種の情報が開示されることになれば、本件についての今後の（あるいは、同種事案については将来の）実施機関と地権者との間の率直な意見の交換が著しく困難になる可能性があることが十分に予想される。この点で本件文書は、条例第 11 条第 7 号にいう「開示することにより、当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」に該当するといわなければならない。

もっとも、本件文書には、当たり障りのない雑談に類するものも記録されており、そうした記録は、それだけ取り出してみれば、特に非開示とする必要がないもののようにも思われる。しかし、そうした部分を、他の、非開示とすべき部分から分離することは困難があるので、部分的に開示すべき場合にも当たらない。

なお、不服申立人は、本件文書に不服申立人自身に関する情報が含まれていることを理由として、本件文書の開示を求めているものようである。しかし、開示請求に係る文書に、請求人若しく不服申立人自身に係る情報が含まれているか否かは、当該情報が条例第 11 条第 2 号本文に規定する個人情報に該当するが故に非開示とすることが許されるか否かの判断とは直接関係しない。本件文書のうち不服申立人自身に係る個人情報の開示を求めるのであれば、条例第 14 条に定める本人情報の開示の手続を行うべきである

よって、本件文書を非開示とした実施機関の判断は正当である。

審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 11 年 9 月 16 日	諮 問
平成 11 年 9 月 22 日	実施機関職員より理由説明聴取 審 議（第五期第 10 回審査会）
平成 11 年 10 月 26 日	審 議（第六期第 1 回審査会）